

「恩納分屯基地における売店の設置及び経営」
募集要領

令和6年9月
恩納分屯基地厚生班

募集要領

1 概要

沖縄県国頭郡恩納村に所在する恩納分屯基地において、職員の利便性を確保するため、売店の設置及び経営を行う業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 令和4・5・6年度全省庁統一資格「物品の販売」又は「役務の提供等」のD等級以上若しくは同等の資格を有すること。
- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (3) 本要領に掲げる事項のほか、仕様書（その1～3）及び国有財産使用許可書に定める条項を遵守できる者であること。

3 設置施設の所在地及び名称

沖縄県国頭郡恩納村に所在する恩納分屯基地

4 設置期間

令和7年4月1日（火）～令和12年3月31日（日）

※ 必要に応じて、一度に限り5年以内の期間で更新することができる。

5 設置条件

- (1) 設置方法
国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。
- (2) 設置場所、業種及び面積

設置場所	業種	面積
庁舎1階	クリーニング	20.96㎡
	隊員クラブ	56.74㎡
	物品販売	21.41㎡

- (3) その他
詳細は、仕様書（その1～3）のとおり。

6 国有財産使用料

- (1) 物品販売
令和5年度国有財産使用料 16,228円/㎡（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を除く。）
 - (2) 上記(1)以外
令和5年度国有財産使用料 16,228円/㎡（消費税等を除く。）
- ※ 国有財産使用料は、令和5年度の単価であり、毎年度見直しを実施する。

7 公募説明会

参加を希望する業者は、参加申込書（別紙様式1）を令和6年9月30日（月）14時までにメール、手交等により提出先へ提出すること。また、提出期限を過ぎて参加申込書が提出された場合、又は公募説明会に遅刻又は欠席した場合は、公募への参加を認めない。

- (1) 開催日時
令和6年10月1日（火）15時
- (2) 開催場所
恩納分屯基地 会議室
- (3) 携行品
顔写真付きの公的な身分証明書、募集要領
- (4) 提出先
恩納分屯基地 厚生班（担当者：田中）
メール：TANAKAb2b@inet.aci.mod.go.jp

8 応募手続等

- (1) 申請書類の提出
 - ア 申請書類
 - (ア) 申請書（別紙様式2） 1部
設置及び経営を希望する業種に「○」をつけること。
 - (イ) 主な商品・価格一覧表（別紙様式3-1又は3-2） 10部
 - (ウ) 企画提案書（別紙様式4） 10部
会社概要及び以下の内容を記載すること。
 - a 営業日及び営業時間
 - b 精算方法及び種類
 - c 防衛省における独自の商品の販売及び提供
 - d 省エネルギー・環境対策への取組み及びゴミ・廃棄物の処分方法
 - e 従業員管理及び防衛省における営業体制
 - f 災害発生時の対応及び営業体制
 - g 要望等があった場合の対応方法及び事故等が発生した場合の対処方法
 - h 衛生管理方法
 - i 設置期間における事業計画
 - j その他のアピールポイント
 - (エ) 店舗イメージ図（別紙様式5） 10部
 - (オ) 店舗レイアウト図（別紙様式6） 10部
 - (カ) その他関係書類 各1部
応募に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、企画提案書等の審査は行わず無効とする。）
 - a 業務確約書（別紙様式7） 1部
 - b 法人である業者にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
※ 個人の場合は提出不要
※ 発行後3ヵ月以内のもの
 - c 営業経歴書（会社の商号・所在地・代表者役職・氏名・沿革（営業年数）、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在情報等、上記内容が記載されたパンフレット等でも可）
 - d 財務諸表
個人：所得税青色申告決算書、確定申告書
法人：貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等
※ 申請日直前1年以内に税務署に提出したもの
 - e 法人税又は所得税に関する納税証明書

個人：その3の2（「申告所得税及復興特別所得税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないこと。）

法人：その3の3（「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないこと。）

※ 発行後3ヵ月以内のもの

f 誓約書（別紙様式8） 1部

g 役員名簿（別紙様式9） 1部

h 一部業務の委託に係る申請書（別紙様式10） 1部
（業務の一部を第三者に委託する場合）

i 会社概要 1部

※ 会社名（個人の場合は商号）、所在地、代表者氏名、沿革、従業員数、事業概要が記載されていること。

j 都道府県知事等の発行した営業許可書又は営業届出書の写し 1部
（該当する場合のみ）

（注）防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写し（コピー）をb、c、d及びeに定める書類に代えることができる。なお、当該資格を申請中の場合は、受付機関コード及び受付番号が記載された申請確認メール又は受付票の写しを提出すること。（当該資格取得後、令和6年10月15日（火）までに資格決定通知書の写しを郵送にて提出すること。（当日消印有効））

イ 提出先

〒904-0411 沖縄県国頭郡恩納村字恩納7441-113
恩納分屯基地 厚生班 田中

ウ 提出要領

令和6年10月1日（火）から同年10月15日（火）までの間に郵送により提出先へ提出すること。（当日消印有効）

※ 提出後の申請書類の差替え、変更、撤回等は、原則認めない。

※ 提出後の申請書類は返却しない。

(2) 応募業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 申請書類が期限を過ぎて提出された場合。

イ 申請書類が募集要領に記載されている事項を満たさない場合。

ウ 申請書類に虚偽の記載があった場合。

エ 申請書類に不備又は不足があった場合。

オ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。

カ 防衛省（防衛省共済組合を含む。）に支払う国有財産使用料（共済組合の場合は管理手数料）及び光熱水料を滞納したことがある又はしている場合。

キ その他、応募業者として不相当であると認められる行為が確認された場合。

9 業者の選定

申請書類に基づく総合的審査を実施する。当該審査により決しない場合は、抽選を実施する。なお、選定結果については、令和6年11月11日（月）10時に、恩納分屯基地ホームページにて発表することとし、異議を申し立てることはできない。

10 選定業者説明会

選定された業者は、選定業者説明会に参加しなければならない。選定業者説明会に遅刻又は欠席した場合は、設置及び経営を辞退したものとみなす。

- (1) 開催日時
令和6年11月29日（金）15時
- (2) 開催場所
恩納分屯基地 会議室
- (3) 携行品
顔写真付きの公的な身分証明書、募集要項

11 選定業者の提出書類

- (1) 提出書類
ア 国有財産使用許可申請書
イ 別途設置する物品の面積が分かるもの
※ 設置場所以外に廃棄物集積所又は看板等を設置する場合のみ提出
- (2) 提出先
恩納分屯基地 厚生班 田中
メール：TANAKAb2b@inet.aci.mod.go.jp
- (3) 提出要領
メール、手交、郵送等により提出先へ提出すること。なお、提出する書式及び提出期限等の詳細は選定業者説明会にて連絡する。

12 業者選定までのスケジュール

- (1) 公募説明会
令和6年10月1日（火）15時
- (2) 申請書類の提出
令和6年10月1日（火）～同年10月15日（火）（当日消印有効）
- (3) 抽選の実施
日時：令和6年11月10日（金）15時
場所：恩納分屯基地 会議室
※ 実施の有無については前日までに別途連絡する。
- (4) 選定業者発表日時及び掲示場所
日時：令和6年11月11日（月）10時
場所：恩納分屯基地ホームページ
- (5) 選定業者説明会
日時：令和6年11月29日（金）15時
場所：恩納分屯基地 会議室

13 募集要領等に関する質問

募集要領等について質問がある場合は、質問票（別紙様式11）をメール又は郵送により提出先へ提出すること。令和6年9月30日（月）18時までに提出された質問内容については、原則、公募説明会において回答する。

提出先：恩納分屯基地 厚生班（担当：田中）
メール：TANAKAb2b@inet.aci.mod.go.jp